

議案第20号	三田市の組織及びその事務管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
企画政策課	間接部門の整理統合により、組織のスリム化と円滑かつ合理的な業務遂行を図るよう企画財政部・総務部の組織を改正するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

『改正内容』

- ①広報課を廃止し、同課の管理事務を企画政策課及び総務課に移管する。これにより、広聴事務を企画財政部から総務部へ移す。
- ②契約検査課及び管財課を統合し、総務部管財契約課とする。これにより、契約関係事務を企画財政部から総務部へ移す。
- ③シティセールスに関する事務を企画財政部の事務とする。

【施行期日】平成26年4月1日